

# 福岡県公報

平成18年12月22日  
第2623号

## 目次

### 告示(第2532号—第2558号)

○生活保護法に基づく介護機関の指定	(監査保護課)	1
○生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(監査保護課)	3
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(監査保護課)	4
○大規模小売店舗立地法の規定に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	4
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(監査保護課)	4
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止	(監査保護課)	5
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退	(監査保護課)	5
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(監査保護課)	5
○生活保護法に基づく施術者の指定	(監査保護課)	6
○生活保護法に基づく施術者の廃止の届出	(監査保護課)	6
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の所在地の変更	(監査保護課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	7
○道路の区域の変更	(道路維持課)	8
○道路の供用の開始	(道路維持課)	8
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	8
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	8
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	9

○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	10
○保安林の所在場所等	(治山課)	10
○保安林の所在場所等	(治山課)	10
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	11
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	11
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	11
○土地収用法に基づく事業の認定	(用地課)	12
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	13
○道路の区域の変更	(道路維持課)	13

### 選挙管理委員会

○政治団体の設立届	(地方課)	13
○政治団体の届出事項の異動届	(地方課)	16
○政治団体の解散届	(地方課)	19
○資金管理団体の指定届	(地方課)	19
○資金管理団体の届出事項の異動届	(地方課)	20
○資金管理団体の指定の取消等の届出	(地方課)	21

### 労働委員会

○福岡県労働委員会が委嘱したあっせん員候補者	(労働委員会事務局調整課)	22
------------------------	---------------	----

### 正誤

○開発行為に関する工事の完了(平成18年9月福岡県告示第1861号)	中正誤	23
○土地改良区の役員の就任(平成18年12月福岡県告示第2470号)中正誤		23

## 告示

### 福岡県告示第2532号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成18年12月22日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
田川介護115	医療法人イアシス 会福智歯科医院	田川郡福智町金田921-16	18・5・1	居管・予居管
幸居33	アクラス訪問看護 ステーション	太宰府市五条2丁目18-45	18・11・1	訪看・予訪看
久居251	田主丸訪問看護ス テーション	久留米市田主丸町益生田 882-1	18・12・1	訪看・予訪看
大介福7	介護老人福祉施設 昌普久苑	大牟田市上白川町2丁目31 -3	18・10・15	老福
大居144	デイサービス昌普 久苑	大牟田市上白川町2丁目31 -3	18・11・1	通介・予通介
大居145	ショートステイ昌 普久苑	大牟田市上白川町2丁目31 -3	18・11・1	短生・予短生
久居250	さくら・介護ステ ーションくるめ東	久留米市通東町5-16富士 ビル302号	18・11・1	訪介・予訪介
久支72	ひびきケアプラン	久留米市津福本町181-6	18・11・1	居支
直居72	デイサービスセン ターまいん	直方市大字上境289-1	18・11・1	通介・予通介
飯居203	良創夢リハビリの 森デイサービスセ ンター	飯塚市忠隈394-5	18・11・1	通介・予通介
飯居206	デイサービス野ば ら	飯塚市大分962-3	18・12・1	通介・予通介
飯居204	訪問介護ちどり	飯塚市下三緒400-102号	18・12・1	訪介・予訪介
春居40	デイサービス菜の 花	春日市須玖南4丁目14	18・10・9	通介・予通介
大野居29	介護付有料老人ホ ームてんがい	大野城市牛頸2丁目7-12	18・4・1	特生・予特生
大野居28	有限会社愛ケアプ ランサービス	大野城市大城3丁目2-1	18・8・1	訪介・予訪介

像支27	ケアプランサービ スぬくもり	宗像市上八794	18・11・1	居支
像居41	デイサービスぬく もり	宗像市上八794	18・11・1	通介・予通介
幸支11	アクラスケアプラン センター	太宰府市五条2丁目18-45	18・11・1	居支
前居37	J A糸島福祉用具 販売事業所ひまわり	前原市浦志2丁目2-12	18・4・1	福販・予福販
嘉居150	ひかりデイサービ ス	嘉穂郡桂川町大字寿命822	18・11・1	通介・予通介
田川支70	西京苑ケアプラン センター	田川郡福智町神崎1533- 151	18・11・1	居支
田川居209	ヘルパーステーシ ョン西友	田川郡福智町金田661-6	18・11・1	訪介・予訪介
飯居205	グループホームほ りいけ	飯塚市堀池268-1	18・12・1	認共・予認共
大野介89	医療法人文佑会原 病院	大野城市白木原5丁目1- 15	18・4・1	通り・予通り
久支19	株式会社クローバ ーサポート	久留米市東和町1-9成富 ビル4階	18・4・1	訪介・居支・ 予訪介
久居180	介護付有料老人ホ ームデュオ久留米	久留米市諏訪野町2723-7	18・4・1	特生・予特生
直居37	訪問介護ステーシ ョンいろどり	直方市大字知古1456-1	18・4・1	訪介・予訪介
田居53	グループホームめ ぐみの里	田川市大字夏吉364	18・4・1	認共・予認共
田居62	めぐみの里ヘルパ ーステーション	田川市大字夏吉364	18・4・1	訪介・予訪介
田居111	あけぼの糯の里	田川市大字糯1422-2	18・4・1	通介・認通・ 予認通
行居32	ファミリーホーム 「アバン」	行橋市行事1丁目13-67	18・4・1	特生・予特生

筑紫居10	ちくしの荘デイサービスセンター	筑紫野市大字原田462	18・4・1	通介・予通介
春居26	デイサービスセンターかすがこうえん	春日市春日1丁目39-1	18・4・1	通介・予通介
大野支10	有限会社愛ケアプランサービス	大野城市大城3丁目2-1	18・8・1	居支
前居32	J A糸島福祉用具貸与事業所ひまわり	前原市浦志2丁目2-12	18・4・1	福用・予福用
古支10	北九州ヘルスケアサービス古賀	古賀市千鳥2丁目13-20	18・4・1	訪介・居支・予訪介
粕居32	ツクイ粕屋	糟屋郡粕屋町大字仲原1798-1	18・10・1	通介・予通介
飯居175	合資会社ふれあい介護ステーション	飯塚市薬市139-1	18・8・1	訪介・予訪介
飯居149	特別養護老人ホームかいた苑	飯塚市勢田字権現堂2593-65	18・4・1	短生・老福・予短生
柳介福4	特別養護老人ホーム敬和苑	柳川市大和町栄220-2	18・4・1	短生・老福・予短生
柳居30	敬和苑デイサービスセンター	柳川市大和町栄220-2	18・4・1	通介・予通介
柳居22	グループホーム敬和苑	柳川市大和町栄220-2	18・4・1	認共・予認共
柳居23	グループホーム第二敬和苑	柳川市大和町塩塚1388-1	18・4・1	認共・予認共
田川介福9	特別養護老人ホーム福智園	田川郡福智町弁城4193-28	18・4・1	短生・老福・予短生
田川居60	デイサービスセンターはな	田川郡福智町弁城字熊本3081-1	18・4・1	通介・予通介

福岡県告示第2533号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条

の2の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成18年12月22日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
前居32	糸島農業協同組合ひまわり会ヘルパーステーション	J A糸島福祉用具貸与事業所ひまわり	前原市浦志2丁目2-12	18・4・1

## 2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
春介69	医療法人かくた小児科医院	春日市大字上白水970-6	春日市上白水7丁目15	18・11・6
春介薬12	青柳薬局春日店	春日市大字上白水天神の木970-8	春日市上白水7丁目11	18・11・6
行介薬8	本廣調剤薬局	行橋市行事4丁目480-1	行橋市行事4丁目19-17	18・12・6
久居69	有限会社タカハマ	久留米市大石町374-2	久留米市三潞町草場114	17・3・1
飯居58	機能訓練センターデイサービス千手	飯塚市横田864-5 エフェールハイツ	飯塚市中1138-2	18・11・13
宰支7	ケアサポート笑苑	太宰府市青山1丁目5-1	太宰府市高雄1丁目3664-258	18・11・1
宰居21	デイサービス笑苑	太宰府市梅香苑3丁目1-10	太宰府市高雄1丁目3664-258	18・11・1
遠居52	グループホームあおぞら	遠賀郡遠賀町大字虫生津5-2	遠賀郡遠賀町虫生津南2-1	18・11・20
遠居78	ゆめの里ヘルパーセンター	遠賀郡遠賀町遠賀川3丁目15-6	遠賀郡遠賀町旧停1丁目6-3	18・8・28

飯居207	訪問介護サービスしあわせの樹	嘉麻市山野1525	飯塚市忠隈337-1-3	18・9・15
田川居120	デイサービスONEらいふ	田川郡添田町大字落合3466	田川郡添田町大字落合3468	18・11・30

福岡県告示第2534号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成18年12月22日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
春介50	加藤外科医院	春日市須玖南1丁目102	18・11・30
田介73	榊原医院	田川市栄町5-3	18・11・21
田川介歯109	福智歯科医院	田川郡福智町金田921-16	18・4・30
像介薬15	有限会社木村調剤薬局赤間駅前店	宗像市赤間駅前1丁目2-7	18・4・22
飯居162	訪問入浴すみれ	飯塚市秋松703	18・10・31

福岡県告示第2535号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成18年12月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ザ・モール春日

(2) 所在地 福岡県春日市春日五丁目17番地

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

福岡県告示第2536号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成18年12月22日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
像生121	ふなつクリニック	宗像市赤間駅前1丁目4-7赤間センタービル201	18・11・1
粕生歯22	のぞみ歯科空港東	糟屋郡志免町大字別府字池尻501-13	18・12・1
直生歯67	医療法人社団秀和会まいん歯科医院	直方市上境289-1	18・12・1
田生歯79	医療法人恭和会 あとの歯科クリニック	田川市大字夏吉1205-11	18・11・1
行生歯73	田中歯科医院	行橋市西宮市4丁目3-17	18・11・1
筑紫生薬61	ニック調剤薬局筑紫野店	筑紫野市針摺東3丁目1-8	18・11・1
直生薬76	ほしの薬局菜の花店	直方市大字感田1842-4	18・12・1
田生薬65	時川調剤薬局	田川市大字弓削田219-4	18・11・1
豊生薬25	さんらく薬局	豊前市大字三楽155-3	18・11・1
行生薬57	時川薬局	行橋市大字天生田1231-3	18・11・1
像生訪5	株式会社コムスン訪問看護ステーション宗像中央	宗像市田熊1丁目2-7大森店舗2号	18・11・1
田生訪11	株式会社コムスン訪問看護ステーション田川	田川市中央町3-26井上ビル1F	18・10・1

## 福岡県告示第2537号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成18年12月22日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 休止

指定番号	名 称	所 在 地	休止年月日
大生277	河原医院	大牟田市天領町1丁目276	18・11・22
大生341	医療法人蓮尾医院	大牟田市本町2丁目6-2	18・12・1
像生36	金田眼科医院	宗像市自由ヶ丘3丁目3-1	18・9・1
宮生歯5	村山歯科医院	宮若市金丸仮屋前747-2	18・11・13

## 2 廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
像生68	今村医院	宗像市赤間駅前1丁目2-7号 削ビル2F	18・6・30
京生58	安田内科医院	京都郡苅田町磯浜町1丁目22-7	18・8・31
田生歯77	あとの歯科クリニック	田川市大字夏吉1205-11	18・10・31
像生薬15	有限会社木村調剤薬局赤間駅前店	宗像市赤間駅前1丁目2-7	18・4・22
前生薬1	有限会社大新開浦志調剤薬局	前原市浦志3丁目2-24	18・9・30
田生薬36	時川調剤薬局	田川市大字弓削田219-4	18・10・31
京生薬48	(有)TEK本庄薬局	京都郡みやこ町厚川本庄224-3	18・10・31
豊生薬23	さんらく薬局	豊前市大字三楽155-3	18・10・31
行生薬12	時川薬局	行橋市大字天生田1231-3	18・10・31

福岡県告示第2538号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定に基づき、指定医療機関から指定の辞退があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成18年12月22日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定の辞退年月日
中生歯41	はたぶ歯科医院	中間市長津2丁目2-18	18・12・1

## 福岡県告示第2539号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成18年12月22日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 名称の変更

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
八女生107	医療法人岩井脳神経外科医院	医療法人崇徳会富田クリニック	八女市蒲原1295-3	18・11・2
田生112	医療法人社団後野医院	医療法人恭和会後野医院	田川市大字夏吉262-7	18・11・1

## 2 所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
春生69	医療法人かいた小児科医院	春日市大字上白水970-6	春日市上白水7丁目15	18・11・6
糸生107	医療法人福生会フクヨ内科医院	前原市大字高田9-6	前原市高田4丁目24-1	18・10・10
前生21	医療法人進藤医院	前原市大字池田188-1	前原市高田1丁目4-21	18・10・10

前生33	医療法人光樹会 田中眼科 医院	前原市大字高田271-1	前原市高田2丁目20-20	18・10・10
直生131	いずみ眼科	直方市大字感田字湯ノ浦1715-1	直方市大字感田1842	18・11・1
中生40	医療法人山下 医院	中間市大字中間2634	中間市東中間3丁目1-1	14・10・28
宰生齒34	じょう 齒科診療所	太宰府市通古賀3丁目3-20	太宰府市通古賀4丁目5-20	18・8・1
福岡生齒85	いしいかおり 小児齒科	前原市前原西2丁目3-6	前原市前原西2丁目4-18	18・11・4
久生齒120	倉田齒科医院	久留米市西町1181	久留米市西町1179	18・11・13
田川生齒113	医療法人すみれクリニック	田川郡糸田町字松ヶ迫4003-14	田川郡福智町金田60-23	18・11・1
春生薬12	青柳薬局春日店	春日市大字上白水天神の木970-8	春日市上白水7丁目11	18・11・6
糸生薬21	藤山薬局	前原市大字高田147-3	前原市高田4丁目17-1	18・10・10

**福岡県告示第2540号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定に基づき、施術者の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成18年12月22日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
直生柔14	酒匂大輔（直方中央整骨院）	直方市津田町11-26	18・11・17
古生柔8	疋田一直（瑠璃整骨院）	古賀市天神1丁目15-8	18・11・1

**福岡県告示第2541号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成18年12月22日

福岡県知事 麻生 渡

**廃止**

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
飯生マ9	白川義昭（飯塚マッサージ院）	飯塚市新飯塚13-2	18・9・1
飯生マ10	菅原睦（飯塚マッサージ院）	飯塚市新飯塚13-2	18・9・1
古生マ7	長松昭子（中嶋施術所）	古賀市花鶴丘2丁目5-4	18・11・20

**福岡県告示第2542号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定を受けた施術者から所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成18年12月22日

福岡県知事 麻生 渡

**所在地の変更**

指定番号	氏名又は名称	旧住所又は旧所在地	新住所又は新所在地	変更年月日
大生柔41	添島信也（そえじま整骨院）	大牟田市大字歴木1823-9	大牟田市大字歴木1807-1153	17・12・5

**福岡県告示第2543号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年12月22日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
太宰府市都府楼南五丁目892番1、892番16から892番23まで、893番6、893番7及び道路である市有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
太宰府市宰府三丁目5番8号  
眞鍋建設株式会社 代表取締役 眞鍋 賢市

福岡県告示第2544号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項及び同条第5項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成18年12月22日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 処分をした年月日  
平成18年12月8日
- 2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社森輪商工	佐賀県佐賀市神野西4-22-22	森 重親	平成17年1月4日 佐賀県知事許可（般-16） 平成17年11月2日 佐賀県知事許可（特-17） 平成18年5月18日 佐賀県知事許可（特-18） 第1469号
株式会社ムトウ	福岡市早良区昭代3-2-5	武藤 貞	平成14年5月11日 福岡県知事許可（特-14） 第33044号
有限会社MK工業	佐賀県伊万里市松島町362-2	村田 明	平成18年9月5日 佐賀県知事許可（般-18） 第10443号

- 3 処分の内容 建設業法第28条第3項及び同条第5項の規定に基づく営業の一部の停止

止

- (1) 停止を命じる営業の範囲  
建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業  
ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの  
イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けて実施するもの（アに該当するものを除く。）
- (2) 停止期間  
ア 株式会社森輪商工  
平成18年12月22日から平成19年1月5日までの15日間  
イ 株式会社ムトウ  
平成18年12月22日から平成19年1月27日までの37日間  
ウ 有限会社MK工業  
平成18年12月22日から平成18年12月24日までの3日間
- 4 処分の原因となった事実  
(1) 株式会社森輪商工は、福岡市発注の福岡競艇場駐車場解体工事において、松田都市開発株式会社から請け負ったアスベスト除去工事を株式会社ムトウに一括して請け負わせた。このことは、建設業法第22条第1項に違反し、同法第28条第1項第4号に該当する。  
(2) 株式会社ムトウは、福岡市発注の福岡競艇場駐車場解体工事において、株式会社森輪商工から一括で請け負ったアスベスト工事を有限会社MK工業に一括して請け負わせた。このことは、建設業法第22条第1項及び第2項に違反し、同法第28条第1項第4号に該当する。  
さらに、下請け契約を締結した有限会社MK工業は、同法第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けずに建設業を営む者であった。このことは、同法第28

条第1項第6号に該当する。

(3) 有限会社MK工業は、建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者であるにもかかわらず、福岡市発注の福岡競艇場駐車場解体工事において、建設業法施行令で定める軽微な建設工事の範囲を超えた建設工事の受注を行った。このことは、同法第28条第2項に該当する。

**福岡県告示第2545号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年12月22日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
八 女	県 道	湯 辺 田 瀬 高 線	前	八女郡立花町大字 谷川1027番1先か ら 同郡同町大字原島 132番4先まで	2.6 ～ 11.0	733.7	
			後	同上	2.6 ～ 11.0	733.7	うち県道 久留米立 花線重用 延長77.5 メートル うち一般 国道3号 重用延長 8.0メー トル

			後	八女郡立花町大字 谷川1029番1先か ら 同郡同町大字原島 132番4先まで	11.0 ～ 37.0	805.8	うち県道 久留米立 花線重用 延長5.8 メートル うち一般 国道3号 重用延長 536.4メ ートル
--	--	--	---	---	-------------------	-------	--

**福岡県告示第2546号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年12月22日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年12月22日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	直 方 北九州線 自転車道	遠賀郡遠賀町大字島津908番8先から 同郡同町大字島津3168番2先まで
北九州	直 方 北九州線 自転車道	遠賀郡芦屋町大字山鹿864番先から 同郡同町大字山鹿817番3先まで

**福岡県告示第2547号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年12月22日



福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日  
平成18年11月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称  
NPO法人 住学協同機構筑豊地域づくりセンター

(2) 代表者の氏名  
大塚 洋一

(3) 主たる事務所の所在地  
福岡県飯塚市大分1353番地

(4) 定款に記載された目的  
この法人は、住民と近畿大学産業理工学部をはじめとする地域の大学（以下「大学」という）が協同して、地域づくりに関する事業を行い、併せて子どもを含む地域住民の学習啓発を促し、その交流と親睦を図り、もって筑豊地域の文化や経済の振興、発展に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2548号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年12月22日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日  
平成18年11月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称  
NPO法人プラタナス

(2) 代表者の氏名  
山本 久信

(3) 主たる事務所の所在地  
福岡県直方市大字植木100番地

(4) 定款に記載された目的  
この法人は、子どもたちや地域社会に対して、あらゆる団体・個人と協力し、職業指導やマーケティングに関する事業並びにビジネス体験等の支援を行い、もって、子どもの健全育成や地域商店街の活性化を図ることで、社会に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2549号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年12月22日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日  
平成18年11月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称  
NPO法人スリーライク

(2) 代表者の氏名  
小西 高文

(3) 主たる事務所の所在地  
福岡県朝倉市甘木116番地2

(4) 定款に記載された目的  
この法人は、チャレンジショップを運営することで、子供たちに就業体験の場を提供し、実践販売活動を行うものである。この活動を通じ、子供たちの経営管理的能力の向上や地域経済の活性化を推進し、また、地域ボランティア活動も含めた子供と地域住民との交流事業を行うことで、街づくりの推進を図っていくことを目的とする。

福岡県告示第2550号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年12月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年12月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

N.P.O法人フットボールクラブ花鶴

(2) 代表者の氏名

平野 達公

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県古賀市久保779番地7

(4) 定款に記載された目的

この法人は、すべての人に対して、サッカーをはじめとしたスポーツ全般の普及・発展に関する事業を行い、豊かなスポーツ文化の醸成に寄与するとともに、生涯、すばらしい環境でスポーツを楽しめるように環境を整え、会員相互の協力の下に、スポーツを中心とした地域の活性化と青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

福岡県告示第2551号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年12月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林の所在場所

築上郡築上町大字寒田1296、1305、1310から1314まで、1319、1324、1326、1326の2、1327、1328の7、1492の1、1495の2、1515の1、1515の3、1515の4、2061の6から2061の10まで、2061の12から2061の14まで、2080の7

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2552号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年12月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林の所在場所

京都郡みやこ町犀川 崎山字下中瀬1508、1516、1521の1、1521の3、1521の4、1523、字南谷1534、1535の1、字中瀬1567、1574、1575、字白ササギ1626、1632、1633、字大無田1907、字メバルヶ迫ノ下2219、2223

2 指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 福岡県告示第2553号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年12月22日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成18年11月24日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人コスモス

## (2) 代表者の氏名

甲斐 亜理沙

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉南区南方三丁目6番22-402号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対し、失われつつあるお互いを労わる心を育て、住民同士の交流を活発にする為に子供から高齢者までの世代間交流を図る一声運動・美化

運動などのコミュニティー活動事業、さらにその事業に参加する為には健康でなければならないとの観点から健康教室・予防医学教室などの健康増進事業などを行う。さらに働きたい人の雇用の機会を広げる為の各種講習会などの雇用支援事業を行うと共に同じ目的を持つ他団体と交流し協働する事により、地域住民の安心・安全な思いやりのある住みよい社会の実現に寄与する事を目的とする。

## 福岡県告示第2554号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年12月22日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成18年12月1日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人日本アラビア語検定協会

## (2) 代表者の氏名

宮川 佳子

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県飯塚市天道63番地

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、多くの市民が利用できるアラビア語検定試験を実施し、その他アラビア語・アラブ文化の普及啓発事業を行い、教育者、学習者、アラビア語ないしアラブ文化に関わる市民や公的機関どうしの幅広い交流を促進し、ひいては日本とアラブ諸国の国際交流および相互理解に貢献することを目的とする。

## 福岡県告示第2555号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非

営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年12月22日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日  
平成18年12月5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人和み

(2) 代表者の氏名

吉田 直子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市八幡西区御開五丁目5番1号

(4) 定款に記載された目的

この法人は社会に対して障害者の福祉向上のための事業を行い、障害者を含め全ての住民が安心して暮らせるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2556号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年12月22日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 起業者の名称  
瀬高町
- 2 事業の種類  
庁舎駐車場整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

福岡県山門郡瀬高町大字小川字池田地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法第3条第31号に掲げる「地方公共団体が設置する庁舎その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である瀬高町は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、平成18年度一般会計補正予算により既に財源措置を講じているので、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、瀬高町が瀬高町大字小川字池田地内において、瀬高町庁舎に隣接する土地を取得して庁舎駐車場として整備を行うものである。

瀬高町庁舎の現在の駐車スペースは175台分であるが、自動車での来庁者の増加により駐車スペースが不足し、特に各種申請の受付、会議等の際は来庁者の利用に支障を来している。

また、瀬高町は平成19年1月29日に山川町及び高田町との合併によってみやま市となり、瀬高町庁舎をみやま市の本庁舎とすることが決定しているが、合併により人口が約1.8倍、面積が約2.7倍に拡大し、自動車での来庁者が更に増加することが見込まれること、新たに公用車25台が配置されること等から、駐車スペースの不足が顕著となり、来庁者に不便を強いることが予想される。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、来庁する住民の利便性の向上が図られ、地域住民に対する行政サービスの向上、公共の福祉増進への寄与に相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられないことなどから、軽微なものであると考えられる。

ウ また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、本事業計画において、住民

の利便性・安全性、用地費等の経済性の面等から3案について検討を行ったうえで、住民の利便性・安全性が高く、用地費等も3案中最小となる、社会的、経済的に優れる案を採用している。

エ さらに、本件事業に係る起業地は、庁舎駐車場整備に必要な最小限の範囲が確保されていると認められる。

オ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、来庁する住民の利便性の向上を図るため、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本件事業により恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められ、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条の要件を充足するものと判断される。

以上により、瀬高町から申請のあった庁舎駐車場整備事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所  
瀬高町役場（総務課）

福岡県告示第2557号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年12月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 解除予定保安林の所在場所

朝倉市佐田字森4337の6、4339の2、4341の2、字郷ノ浦4576の2、4579の3

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

電気通信施設用地とするため

福岡県告示第2558号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年12月22日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯 塚	県 道	幸 袋 線 柏 森	前	飯塚市新飯塚926番5先から 同市新飯塚1937番1先まで	20.0 ～ 37.5	155.0
			後	同上	20.0 ～ 40.0	155.0

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第115号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づき、次の政治団体から政治団体設立届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年12月22日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

受付期間 平成18年9月1日～9月30日

(政党の支部)

政治団体名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	設立届出年月日
自由民主党福岡県直方市第一支部	一尾 泰嗣	井上 進一	直方市知古1丁目6-9 サンライズビル	平成18年9月11日

(1団体)

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	設立届出年月日
上村やすのり後援会	上村 康矩	速見 卓	朝倉市長湊1021	平成18年9月22日
梅崎あきひこ後援会	井上 一実	田中 里奈	柳川市七ツ家511-1	平成18年9月7日
浦田こういち後援会	浦田 嗣則	山崎 政清	田川郡福智町上野117-3	平成18年9月8日
大熊博文後援会	大熊 博文	大熊 雅恵	久留米市田主丸町上原102-1	平成18年9月1日
緒方重憲後援会	緒方 重憲	角田 信生	京都郡みやこ町犀川本庄274-1	平成18年9月27日
おくだゆうじ後援会	奥田 雄二	阿部 敏美	福岡市東区多の津4丁目19-21	平成18年9月12日
かじわら雄一後援会	穂坂 正広	石橋 純二	嘉麻市山野2146-2	平成18年9月19日
くさば満彦後援会	草場 満彦	草場 幸子	中間市土手ノ内1丁目26-7	平成18年9月29日
黒田公二後援会	黒田 公二	東別府 武士	前原市前原北4丁目8-3	平成18年9月5日
高風会	柴田 高博	阪東 喜治	北九州市小倉北区古船場町9-11	平成18年9月14日
今野正一後援会	赤星 勇	中村 スミエ	田川郡福智町赤池348-2	平成18年9月8日
属公弘後援会	田中 貴美男	籠原 雄次	田川郡福智町神崎225	平成18年9月25日
さかね泰臣後援会	阪根 泰臣	阪根 和美	直方市感田1553-79	平成18年9月27日

佐々木まこと後援会	佐々木 允	佐々木 一 広	田川市大字位登876	平成18年9月7日
佐藤よしとし後援会	佐藤 義敏	佐藤 ワカ子	大野城市乙金1丁目7-2	平成18年9月5日
島添たつや後援会	橋本 融宣	島 添 進	柳川市三橋町新村269	平成18年9月4日
市民連ふくおか	高山 博光	大石 充 憲	福岡市城南区別府3丁目2-5	平成18年9月5日
史 郎 会	出利葉 史郎	川 原 文 次	うきは市吉井町794-2	平成18年9月13日
新久太後援会	新 久 太	中 田 富 雄	前原市大字三雲1062-1	平成18年9月11日
新山正英後援会	堤 隆 男	広 重 学	久留米市三潁町玉満2913-1	平成18年9月19日
高森清子とすこやかな未来をつくる会	高 森 清 子	谷 口 光 子	福岡市城南区田島6丁目2-10	平成18年9月12日
田中丈太郎を支援する会	舩 津 壽 幸	許 斐 元 文	福岡市博多区元町2丁目1-1 ガーデンライフ南福岡105	平成18年9月27日
谷口てるあき後援会	谷 口 輝 昭	谷 口 政 文	田川郡糸田町2161	平成18年9月8日
ちば加代子後援会	千 葉 加代子	千 葉 尚 三	田川郡川崎町大字川崎246-3	平成18年9月7日
なかお淳子後援会	中 尾 淳 子	中 尾 鷹 敏	中間市扇ヶ浦3丁目1-15	平成18年9月29日
中島みわ子と未来をつくる会	中 島 美和子	島 田 みつ子	福津市中央2丁目1-30	平成18年9月1日
長友信行を応援する会	長 友 信 行	松 坂 勝 仁	福岡市中央区薬院3丁目10-45ダイアパレスセントラルコート薬院1402	平成18年9月19日
西本ひろし後援会	西 本 弘	西 村 宣 敏	田川市大字川宮123	平成18年9月7日
沼口富生後援会	沼 口 富 生	沼 口 信 子	田川郡福智町上野3505-1	平成18年9月7日
ハートフル北九州市民党	日 高 源 市	森 康 紀	北九州市八幡東区中央2丁目22-7	平成18年9月15日
ふくおかFUNクラブ	高 橋 利 明	平 田 寛 一	福岡市博多区博多駅南1丁目3-1	平成18年9月20日
福田まもる後援会	福 田 衛	宮 崎 榮 治	福岡市博多区吉塚2丁目12-8	平成18年9月4日

まつもと昌治後援会	松本昌治	松本昌平	朝倉郡筑前町依井1376-1	平成18年9月15日
三嶋俊蔵後援会	筒井康夫	古家忠生	前原市大字加布里588	平成18年9月15日
三嶋ひでゆき後援会	三嶋栄幸	三嶋弘美	前原市波多江駅北4丁目11-2	平成18年9月8日
山本清後援会	大島滄治	山本伸子	福津市若木台4丁目14-4	平成18年9月11日
夢ロマンの会	重淵雅敏	中尾温	北九州市小倉北区古船場町9-11	平成18年9月14日

(37団体)

## 福岡県選挙管理委員会告示第116号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項の異動届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示す

る。

平成18年12月22日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成18年9月1日～9月30日

(政党の支部)

政治団体名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
自由民主党福岡県参議院選挙区第二支部	主たる事務所の所在地	福岡市中央区高砂2丁目8-12 朝野ビル2F	福岡市博多区山王2丁目1-16 ダイコロビル2F	平成18年9月12日	平成18年9月13日
自由民主党福岡県福岡市博多区第一支部	主たる事務所の所在地	福岡市博多区中洲1丁目2-3	福岡市博多区中洲1丁目1-5	平成18年9月12日	平成18年9月28日
日本共産党筑紫朝倉地区委員会	代 表 者	吉 居 俊 彦	石 井 和 美	平成18年9月11日	平成18年9月12日
	会 計 責 任 者	吉 居 俊 彦	石 井 和 美		
民主党福岡県第3区総支部	主たる事務所の所在地	福岡市早良区飯倉3丁目1-26	福岡市早良区有田7丁目24-6	平成18年9月1日	平成18年9月1日
民主党福岡県第8区総支部	主たる事務所の所在地	飯塚市若菜52-1	嘉穂郡穂波町大字若菜52-1	平成18年3月26日	平成18年9月1日
	代 表 者	松 本 龍	大 島 九州 男	平成18年8月29日	



(5 団体)

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
井上貴博後援会	主たる事務所の所在地	福岡市博多区中洲1丁目2-3	福岡市博多区中洲1丁目1-5	平成18年9月12日	平成18年9月28日
岩城俊郎後援会	主たる事務所の所在地	福津市津丸1210	福津市中央2丁目20-10-705	平成18年9月20日	平成18年9月20日
	代表者	小森大資	井上重信		
大井まさかず後援会	主たる事務所の所在地	田川郡福智町金田946	田川郡金田町大字金田946	平成18年3月6日	平成18年9月4日
太田英二後援会	主たる事務所の所在地	福岡市城南区鳥飼5丁目7-1-104号	福岡市城南区鳥飼6丁目15-33-205	平成18年9月1日	平成18年9月14日
大峰重美後援会	主たる事務所の所在地	福津市津屋崎1412	宗像郡津屋崎町大字津屋崎1412	平成18年9月25日	平成18年9月25日
	代表者	大峰重美	西野正行		
かば村公彦後援会	会計責任者	末松光夫	田中仁志	平成18年9月22日	平成18年9月22日
こうの敏昭後援会	団体名称	こうの敏昭後援会	向野としあき後援会	平成18年9月4日	平成18年9月4日
	主たる事務所の所在地	直方市頓野3902-1	直方市頓野3198-1		
山幸会	会計責任者	福野直	奥定子	平成18年9月10日	平成18年9月11日
しばた高博後援会	会計責任者	中尾温	小澤興大	平成18年9月12日	平成18年9月14日
新開弘光後援会	主たる事務所の所在地	田川郡福智町金田1517	田川郡福智町金田1851-6	平成18年9月1日	平成18年9月4日
	代表者	柳沢昌良	新開弘光		
	会計責任者	田中靖紀	桑野定夫		

新日鉄八幡労働組合政治活動委員会	代表者	川崎智喜	中間徹	平成18年9月13日	平成18年9月15日
	会計責任者	幸野直通	田巻辰也		
菅原英修後援会	代表者	成清茂木	菅原光	平成18年8月19日	平成18年9月6日
たつぐち雅博後援会	主たる事務所の所在地	福津市53-1	福津市福間南1丁目18-20	平成18年9月6日	平成18年9月6日
たはら耕一後援会	主たる事務所の所在地	前原市大字井原1303	前原市大字井原1288	平成18年9月3日	平成18年9月4日
福岡県社会福祉政治連盟	主たる事務所の所在地	福岡市城南区七隈3丁目14-27-608号 原田裕志方気付	春日市白水ヶ丘1丁目76-2 中村広一郎方気付	平成18年9月1日	平成18年9月7日
	会計責任者	原田裕志	中村広一郎		
福岡県商工政治連盟若宮支部	団体名称	福岡県商工政治連盟若宮支部	福岡県商工政治連盟若宮町支部	平成18年7月14日	平成18年9月19日
	会計責任者	倉富俊和	塩川一郎		
藤田一枝後援会	主たる事務所の所在地	福岡市早良区飯倉3丁目1-26	福岡市早良区有田7丁目24-6	平成18年9月1日	平成18年9月1日
藤本顕憲（あきのり）後援会敬愛会	団体名称	藤本顕憲（あきのり）後援会敬愛会	藤本顕憲（あきのり）後援会	平成18年8月29日	平成18年9月22日
	代表者	河辺健	内田博		
まさき会	代表者	稲吉勇嗣	大石正紀	平成18年7月1日	平成18年9月13日
松山まさじと明日をつくる会	主たる事務所の所在地	福岡市中央区高砂2丁目8-12 朝野ビル2F	福岡市博多区山王2丁目1-16 ダイコロビル2F	平成18年9月12日	平成18年9月13日
明勝会	会計責任者	松浦弘司	永島学	平成18年9月21日	平成18年9月27日
吉田ひろし後援会	会計責任者	向江泰	内田悦司	平成18年9月12日	平成18年9月12日

(22団体)

福岡県選挙管理委員会告示第117号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体解散届があったので、同法第17条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成18年12月22日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成18年9月1日～9月30日

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体名称	解散年月日	届出年月日
大石正紀後援会	平成18年9月13日	平成18年9月13日
久保秀隆後援会	平成18年9月7日	平成18年9月7日
まさき会	平成18年9月13日	平成18年9月13日
(平成8年法17条2項適用団体) 新久太後援会	平成10年11月20日	平成18年9月11日

受付期間 平成18年9月1日～9月30日

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日	資金指定届出年月日
出利葉史郎	福岡県議会議員	史郎会	うきは市吉井町794-2	出利葉史郎	平成18年9月13日	平成18年9月13日
上村康矩	朝倉市議会議員	上村やすのり後援会	朝倉市長湊1021	上村康矩	平成18年9月12日	平成18年9月22日
太田英二	福岡市議会議員	太田英二後援会	福岡市城南町鳥飼5丁目7-1-104	太田英二	平成18年9月1日	平成18年9月14日
大峰重美	福津市議会議員	大峰重美後援会	福津市津屋崎1412	大峰重美	平成18年9月25日	平成18年9月25日
緒方重憲	みやこ町議会議員	緒方重憲後援会	京都郡みやこ町犀川本庄274-1	緒方重憲	平成18年9月21日	平成18年9月27日
奥田雄二	福岡市議会議員	おくだゆうじ後援会	福岡市東区多の津4丁目19-21	奥田雄二	平成18年9月11日	平成18年9月12日
草場満彦	中間市議会議員	くさば満彦後援会	中間市土手ノ内1丁目26-7	草場満彦	平成18年9月29日	平成18年9月29日

(平成16年法17条2項適用団体) 新久太後援会	平成18年9月11日	平成18年9月11日
(平成16年法17条2項適用団体) 和田和馬後援会	平成18年9月11日	平成18年9月11日
(平成18年法17条2項適用団体) 藤丸たけまさ後援会	平成18年9月8日	平成18年9月8日

(7団体)

福岡県選挙管理委員会告示第118号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定に基づき、次の公職の候補者から資金管理団体指定届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年12月22日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明



江上隆行	福津市議会議員	江上隆行後援会	公職の種類	福津市議会議員	福津市長	平成18年9月20日	平成18年9月20日
組坂英昭	嘉麻市議会議員	組坂英昭後援会	公職の種類	嘉麻市議会議員	碓井町議会議員	平成18年3月27日	平成18年9月4日
向野敏昭	直方市長	この敏昭後援会	団体名称	この敏昭後援会	向野としあき後援会	平成18年9月4日	平成18年9月4日
			主たる事務所の所在地	直方市頓野3902-1	直方市頓野3198-1		
西原親	みやま市長	西原親後援会	公職の種類	みやま市長	福岡県議会議員	平成18年9月12日	平成18年9月12日
藤田一枝	衆議院議員	藤田一枝後援会	主たる事務所の所在地	福岡市早良区飯倉3丁目1-26	福岡市早良区有田7丁目24-6	平成18年9月1日	平成18年9月1日
古川忠	福岡県議会議員	忠政会	公職の種類	福岡県議会議員	参議院議員	平成18年9月4日	平成18年9月4日

(6団体)

福岡県選挙管理委員会告示第120号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体指定取消届等があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年12月22日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成18年9月1日～9月30日

(1) 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体取消の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	取消年月日	届出年月日
久保秀隆	福岡市議会議員	久保秀隆後援会	久保秀隆	平成18年9月7日	平成18年9月7日
新開弘光	福智町議会議員	新開弘光後援会	新開弘光	平成18年9月1日	平成18年9月4日

(2団体)

(2) 法第19条第3項第2号による届出

代表者氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日

大石正紀	福岡県議会議員	まさき会	うきは市吉井町731	平成18年7月1日
------	---------	------	------------	-----------

(1団体)

備考

まさき会については、資金管理団体の届出をした者の死亡に伴う届出であり、資金管理団体の届出をした者の氏名は大石正紀である。

## 労働委員会

公告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定に基づき福岡県労働委員会が委嘱したあっせん員候補者を、労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定に基づき、次のように公示する。

平成18年12月22日

福岡県労働委員会会長 野田 進

氏名	現職	備考
石井志津子	社会保険労務士	現公益委員
丑山 優	九州大学名誉教授、熊本県立大学総合管理学部教授	同上
川嶋四郎	九州大学大学院法学研究院教授	同上
野田 進	九州大学法科大学院院長	同上
松坂 徹也	弁護士	同上
矢野正彦	弁護士	同上
渡邊 富美子	弁護士	同上
浅山卓司	UIゼンセン同盟福岡県支部支部長	現労働者委員
上田 静生	日本労働組合総連合会福岡県連合会総務局長	同上
大原 始	全日本運輸産業労働組合福岡県連合会執行委員長	同上
隈上 勉	新九州電力労働組合福岡支部執行委員長	同上
品川 浩二	新日本製鐵八幡労働組合組合長	同上
師岡 愛美	自治労福岡県本部副執行委員長	同上
山口正三	日本労働組合総連合会福岡県連合会会長	同上

赤木 誠	新日本製鐵株式会社八幡製鐵所労働・購買部長	現使用者委員
荒牧 智之	九州電力株式会社人事労務部長	同上
石村 一枝	株式会社石村萬盛堂専務取締役	同上
井上 寛	西日本鉄道株式会社常務取締役	同上
鈴木 勝詔	株式会社安川電機人事総務部労務担当部長（兼）株式会社ドーエイ取締役社長	同上
長井 賢祐	福岡県経営者協会専務理事	同上
水室 寛治	株式会社岩田屋理事人財部長	同上
稲吉 良蔵		前公益委員
河内 優子	九州国際大学経済学部教授	同上
菊池 高志	西南学院大学法学部長	同上
笹井 範男	西日本鉄道労働組合中央執行委員長	前労働者委員
檀 勝樹	日本労働組合総連合会福岡県連合会組織局長	同上
牛島 健五	九州電力株式会社執行役員北九州支店長	前使用者委員
黒江 宣安	社団法人福岡県タクシー協会顧問	同上
山田 剛	月星化成株式会社人事総務担当取締役	同上
権現 昭二	福岡県生活労働部長	
原田 克彦	福岡県生活労働部労働局長	
松永 久	福岡県生活労働部労働局労働政策課長	
野中 学	福岡県労働委員会事務局長	
津村 建次	福岡県労働委員会事務局次長（兼）調整課長	
高瀬 秀平	福岡県労働委員会事務局審査課長	

石 橋 純 雄 | 福岡県労働組合総連合事務局次長 | 学識経験者

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
18・9・27	2558	告 示	1861	7	○		10		485番1、485番 <sup>○</sup> 2、485番 <sup>○</sup> 4	485番1、485番4
18・12・13	2619	告 示	2470	9		○		表 中	吉 <sup>○</sup> 田	●吉田
				10	○			表 中	芳 <sup>○</sup> 堆	●芳堆

発行 福岡市博多区東公園七番七号  
福岡県(総務部行政経営企画課)

販売 九州福岡市博多区東比恵二丁目九番一  
印刷 州チユノエツ株式会社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)